

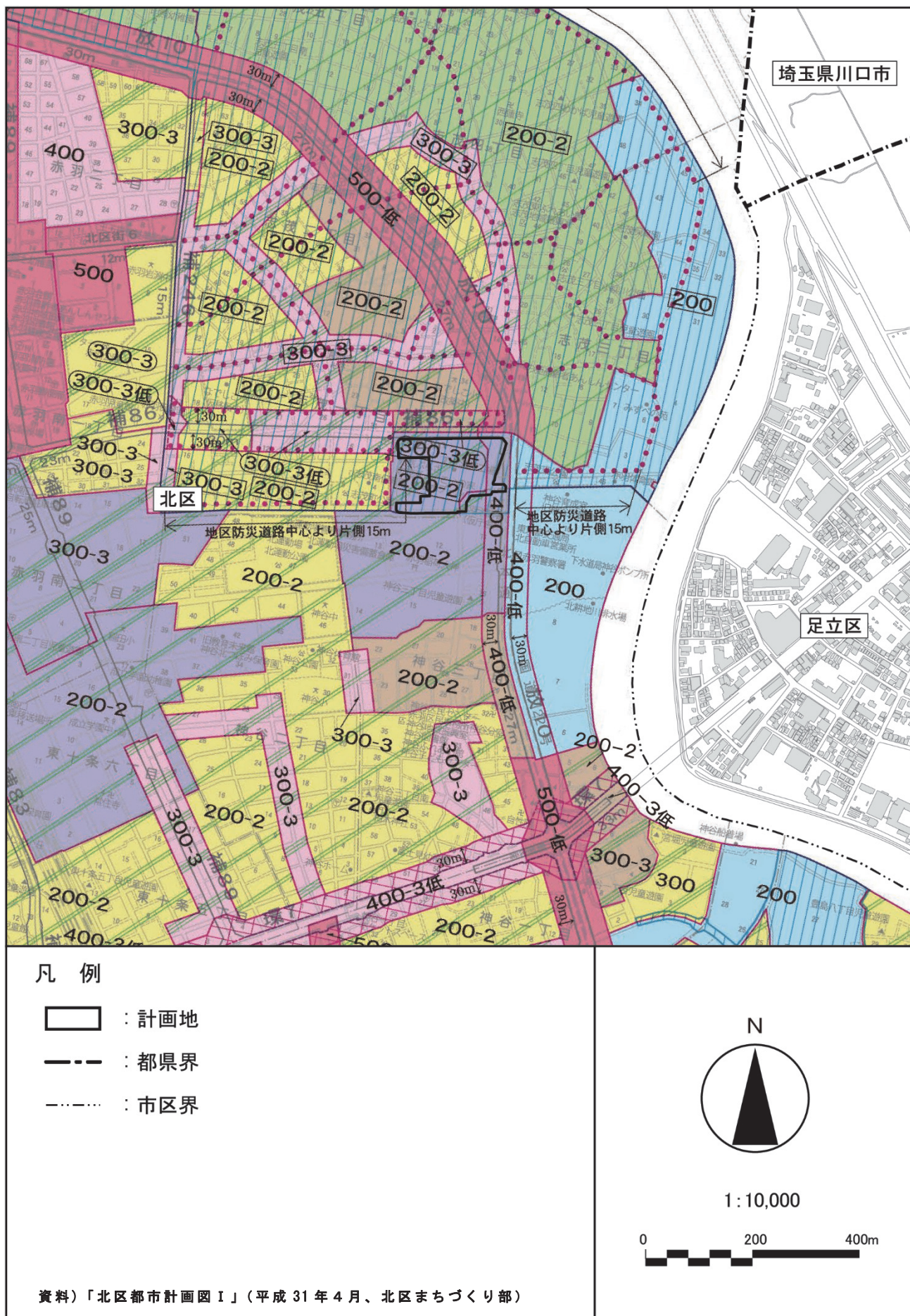


図 8.7-7(1) 用途地域図

用途地域図の記号及び凡例（北区）

	地 域 名	記 号	建 ぺ い 率	容 積 率	高 度 地 区	高 さ 制 限
	第二種低層住居専用地域（二低層）	150-2	60	150	第2種	12m
	第一種中高層住居専用地域（一中高）	150-2	60	150	第2種	
		200-2		200	第2種	
		300-3		300	第3種	
		300-3 低			第3種最低限	
	第二種中高層住居専用地域（二中高）	200-2	60	200	第2種	
	第一種住居地域（一住居）	200	60	200	第2種	
		200-2			第2種最低限	
		200-低			第2種最低限	
		300		300	第3種	
		300-3			第3種最低限	
		300-3 低			第3種最低限	
		400		400	最低限	
		400-低			最低限	
	第二種住居地域（二住居）	200-2	60	200	第2種	
		300-3		300	第3種	
	近隣商業地域（近商）	300	80	300	第3種	
		300-3			最低限	
		300-低			最低限	
		300-3 低			第3種最低限	
		400		400	第3種	
		400-3			最低限	
		400-低			最低限	
		400-3 低			第3種最低限	
		400-35m・低			35m高最低限	
						35m
	商業地域（商業）	400	80	400	最低限	
		400-低			最低限	
		500		500	最低限	
		500-低			最低限	
		500-35m・低			35m高最低限	
		500-40m			40m高	
		500-40m・低			40m高最低限	
		600		600	最低限	
		600-低			最低限	
	準工業地域（準工）	200	60	200	第2種	
		200-2			最低限	
		200-低			最低限	
		300		300	第3種	
		300-3			最低限	
		400-低		400	第3種最低限	
		400-3 低			第3種最低限	
	準工業地域（特別工業地区）（特工）	200-2	60	200	第2種	
		200-3			第3種	
		300-3		300	第3種最低限	
		300-3 低			最低限	
		400-低		400	第3種最低限	
		400-3 低			第3種最低限	
	工業地域（工業）	200	60	200		
		300		300		
		400-低		400	最低限	

 地区計画区域等

 高度利用地区

 不燃化促進区域

 沿道地区計画区域

 不燃化促進区域
(地区防災道路中心より15m)

●日影規制

●日影規制				
種 別	※規制される日影時間		規制を受ける建築物	
	規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離：L)			測定水平面 (平均地盤面からの高さ)
	5m<L≤10m	10<L		
	3時間以上	2時間以上		
	4 "	2.5 "	高さが 10m を超える建築物	
	5 "	3 "		
	4 "	2.5 "		
	指定対象外		軒の高さが 7m を超える建築物又は 地階を除く階数が 3 以上の建築物	

※規制される日影は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの間に生ずる日影。

●防火地域・準防火地域

防火地……………容積率400%以上の区域及び記号がで囲まれている区域準防火地域（新たな防火規制区域）……………東京都建築安全条例第7条の3第1項の指定区域で、記号がで囲まれている区域準防火地域……………容積率300%、200%、150%の区域全域（の区域及びの区域は除く）

資料)「北区都市計画図Ⅰ」（平成31年4月、北区まちづくり部）

図 8.7-7(2) 用途地域図の凡例